

世田谷区スポーツ推進審議会の運営について

世田谷区スポーツ推進審議会の運営に関する事項のうち、「世田谷区スポーツ推進審議会条例」及び「世田谷区スポーツ推進審議会条例施行規則」に定めのない事項については、下記のとおり、取扱い願います。

記

1 審議会の傍聴について

- ・ 別添「世田谷区スポーツ推進審議会傍聴細目」のとおり。

2 議事録について

- ・ 議事録は、出席した全委員の確認を得た上で、原則として概ね2週間後に公開します。
- ・ 開催日から概ね1週間後に、事務局から全委員あてに議事録の確認を依頼しますので、委員は、必要に応じて、確認依頼から公開日前日までに、事務局あてに文書により修正の申し出をお願いします。
- ・ 個々の発言を記載する場合においては、発言者の氏名を記載せず、肩書「委員」のみ記載します。

※ 審議会資料及び議事録は、区のホームページに掲載します。